

砂川市教育大綱

～豊かな心と学ぶ力を育む教育の推進～

令和3年3月

砂川市

1. 策定の趣旨と内容

- この「大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものです。
- 「大綱」では、本市の教育、学術及び文化等の振興に関する基本的な目標及び施策を定めます。

2. 策定にあたっての考え方

砂川市第7期総合計画における施策の体系のうち、教育・文化・スポーツに関する方向性を基礎に策定します。

3. 大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、砂川市第7期総合計画及び砂川市教育推進計画との整合性を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

〈基本理念〉

豊かな心と学ぶ力を育む教育の推進

生涯にわたって学びを続け、豊かな人生を送ることができるよう、学びのための環境整備を進めるとともに、新たな未来を拓くため、地域と連携して子ども達の成長を支え、豊かな心や学ぶ力を育む教育を推進します。

また、市民の郷土を尊重する心を育むため、芸術文化活動の充実や歴史・文化財の伝承を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動などを通して、生きがいをもった暮らしにつなげる教育を推進します。

〈基本目標〉

I 「生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできる教育の推進」

豊かな人生を送ることのできるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学ぶことができ、学びの成果を適切に活かすことのできる教育を推進します。

II 「子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げる教育の推進」

子どもたちがこれからの社会を生き抜き新たな未来を拓くために、確かな学力、豊かな心、健やかな心身を育み、生涯にわたって学ぶ力を身に付け可能性を広げていく教育を推進します。

III 「地域とのつながりを育む教育の推進と学ぶ環境の充実」

公民館や図書館の拠点機能を活かし、多世代を対象とした様々なことを学ぶきっかけづくりを推進するとともに、市民相互のつながりの形成を図り、学びと活動が好循環する環境を充実させます。

IV 「文化に親しみ郷土への誇りを育む教育の推進」

市民が芸術文化活動に親しみ、創造・発信する場を確保するとともに、文化財や郷土資料の適切な保存・継承などを推進することにより、心豊かで活力のある生活が享受でき、市の歴史や文化に触れる機会が確保され、郷土を尊重する心が育まれる教育を推進します。

V 「スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしにつなげる教育の推進」

スポーツ施設を適切に管理し、スポーツに取り組む環境を整備するほか、少年スポーツや高齢者、障がい者のスポーツへの取り組みを推進し、健康的で生きがいをもった暮らしにつなげる教育を推進します。

〈基本施策〉

I 「生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできる教育の推進」

①生涯学習の推進

社会や地域の変化に伴って直面する課題の解決や地域活性化につながる学びのきっかけづくりを進め、その成果を活用できる場を提供し、持続的な学びと活動の循環につながるよう、情報提供や体制づくりを推進します。

II 「子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げる教育の推進」

①確かな学力を育む教育の推進

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力などの学ぶ力を育成するため、児童生徒の学びに向かう力、基礎的・基本的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力などをバランスよく育む教育を推進します。

②豊かな心を育む教育の推進

学校における道德教育の充実を図るとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図るための連携体制や相談機能の充実を図ります。また、不登校児童生徒への適切な支援に努めます。

③健やかな体を育む教育の推進

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、望ましい生活習慣を形成し、体力・運動能力の向上を目指します。また、学校給食などを通して食育などの健康教育の充実を図ります。

④地域とともにある学校づくりの推進

学校、家庭、地域が「どのような子どもを育むのか」という目標を共有することで連携・協働し、目標の実現を図るため、コミュニティ・スクールの導入・活用を推進します。

⑤特別支援教育の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図り、社会の中で生きる力を育む教育を推進します。

⑥教育環境の充実

安全で安心な学習環境の維持に必要な学校施設の修繕などを推進し、学習指導要領に沿った設備・教材などの整備を図ります。また、砂川高校に対して、在学中の資格取得、進路実績の向上、部活動の活発化などに向けた助成を行うことで魅力ある学校づくりの支援に努めます。

⑦学びにつなげる支援の推進

義務教育を円滑に受けることができるよう、就学時健康診断を適切に実施するとともに、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の世帯に対する必要な支援に努めます。

⑧小中学校の適正配置の推進

児童生徒の減少傾向が続いていることに鑑み、適正な学校規模を確保するとともに、小中一貫教育など効果的な教育の推進により、子どもたちの健やかな成長と豊かな学びのあるより良い学校づくりを目指し、小中学校の適正配置を進めます。

Ⅲ「地域とのつながりを育む教育の推進と学ぶ環境の充実」

①公民館における学習活動の推進

地域の交流の場であり、学習活動や地域づくりの中心的施設である公民館で、施設機能を十分に活かし、地域や社会的な課題解決、多様な教養などを誰もが学習できる機会を提供することにより、市民一人ひとりが主体的に学びあえる環境の充実に努めます。

②読書活動の普及推進

家庭・学校・地域・市が相互に連携し、その実情に応じて効果的・計画的に読書活動の機会を提供することにより、様々な機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるように努めます。

③家庭教育支援の充実

家庭教育は全ての教育の出発点であるという重要性を認識し、子育てに関する悩みや不安解消につながる学ぶ機会や情報の提供に関する内容の充実に努めます。

④青少年健全育成活動の充実

学校、家庭、地域住民などがお互いに連携・協力し合い、子ども達の安全で安心な居場所づくりや地域で子どもを見守り育てる環境づくりを進めるとともに、ボランティア活動への参画を促進するなど、青少年健全育成活動の充実に努めます。

IV 「文化に親しみ郷土への誇りを育む教育の推進」

①芸術文化活動の充実

芸術文化の創造・発展、次世代への継承が行われ、市民に充実した芸術文化活動の参加機会が提供されるよう支援を行い、創造的で活力のある、心豊かな社会の形成を図ります。

②文化財の保護、郷土資料の保存・活用の充実

貴重な文化財を守り伝えるため、保護を図るとともに、市民の協力を得て郷土資料を保存・活用し、市民が文化財や郷土資料に親しむことのできるような環境づくりに努めます。

V 「スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのあ る暮らしにつなげる教育の推進」

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

関係団体と連携し、高齢者や障がい者向けのレクリエーションの充実や、少年スポーツへの支援を継続するとともに、健康づくりのための施設利用など、これまでスポーツをしていなかった新たな層への働きかけを図ります。

②スポーツ環境・施設の整備の推進

スポーツ施設の設備を適切に管理し、利用者やスポーツ団体がスポーツやパラスポーツに利用しやすい環境づくりに努めます。